



車両水没事案において故意による事故招致を推認する間接事実

日本大学大学院法学研究科 博士後期課程 1年 黒田 佳祐

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評訳はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評訳は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評訳者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

大阪高裁平成31年3月19日判決 平成30年(ネ)第1888号 保険金等請求控訴事件 判時2458号61頁

原審 神戸地裁姫路支部平成30年8月1日判決 平成26年(ワ)第261号 保険金等請求事件 判時2458号68頁

1. 本件の争点

本件は、X（原告、控訴人）運転の自動車が道路脇の水路に転落して全損となった自損事故（以下「本件事故」という。）について、Xが締結していた自動車保険の保険者である損害保険会社Aを合併したことにより訴訟継承した損害保険会社Y（被告、被控訴人）に対し、車両保険金及び搬送費用保険金の支払いを求めたところ、YはXが故意に事故を起こしたとして保険金の支払を拒絶した事案である。本件の争点は、本件事故がXの故意によって招致された事故であるか否かである。

2. 事実の概要

(1) Xによる自動車の取得

Xは、平成23年5月、有限会社Kから普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）を購入した。Xは、ローンにより289万円を借り入れ、120万円余りの自己資金を加え、Kに対し、車両本体価格370万円に諸費用を合計した413万5790円の購入代金を支払った。

(2) 自動車保険契約の内容

Xは、Aとの間で自動車保険契約を締結し、平成24年3月19日、本件車両を被保険自動車とする自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を更新

した。本件保険契約の車両保険の被保険者はX（被保険自動車の所有者）であり、車両保険の保険価額は375万円である。また、本件保険契約には事故時搬送費用特約が附帯されている。

本件保険契約に適用される約款（以下「本件約款」という。）は、「当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、…その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害…に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。」と定めている（本件約款の車両条項第2条）。また、被保険自動車が全損した場合は、改めて損害額の査定を経ることなく、保険価額の車両保険金の支払がなされる（本件約款の車両条項第10条1項①）。さらに、本件約款は、「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者」の「故意または重大な過失」によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨（Yが免責される場合）を定めている（本件約款の車両条項第3条①ア及び事故時搬送費用特約第4条①ア）。

(3) 本件事故

X運転の本件車両は、平成24年7月22日午後9時20分頃、兵庫県加古川市（以下省略）付近において、県道a号線から逸脱し、その西側に設置された農業用水路に転落し、左前部を水路のコンクリート擁壁に衝突し水没したため、走行不能となり、全損となった。

(4) 請求内容

Xは、本件事故について、Yに対し、本件保険契約に基づく車両保険金及び搬送費用保険金並びに保険金請求から31日目を起算日とする商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴訟を

提起した¹⁾。これに対してYは、当該事故がXによる故意招致事故であるとして、保険金支払義務の免責を主張した。

(5) 原審

原審において、Yは、Xが本件事故を故意に招致したと推認できる間接事実として、①Xが運転目的に関して不実主張をしたこと、②Xがシートベルト着用に関して不実主張をしたこと及び偽装工作をしたこと、③Xの経路選択が不合理であること、④本件車両の保険契約の経緯が不自然であること、⑤本件車両の所有権移転経過が不自然であること、⑥Xは本件車両が必要で無かったこと、⑦Xが事故後の通院状況について不実申告をしたこと、⑧シートベルト着用の偽装工作に関わった人物であるBと事故前後に電話した内容をXが覚えていないこと、⑨保険金を取得することでXに経済的利得が存在すること、⑩Xの供述と事故状況に関する客観的事実が矛盾することを主張した。

なお、⑩について、車両や現場に残された痕跡といった客観的事実から合理的に推定される事故状況が、X提出の甲号証（自動車工学研究者の鑑定書）とY提出の乙号証（Yの技術職社員作成の報告書）とで異なっていたところ、原審は、「Xの本件事故解析の結果も、Yの本件事故解析の結果も……どちらの主張が真実であるとまで認めるには足りない。」と述べた。次に、Yが主張する「各一つ一つの事実は本件事故が故意に行われたと推測させるに足りる事実ではない」ものの、②ないし④、⑥ないし⑨の各事実を総合し、これらの事実に合わせて、⑩において検討した内容（Xが主張する本件事故の状況においてブレーキという重要な事実について変遷があること、及びXの主張する事故状況を再現するには限られた走行方法を取った場合にのみ可能であり、本件事故の再現がかなり困難であること）を総合して考慮すると、「Xの本件事故の説明は信用できず、そのような不自然な説明を述べたことからすると、本件事故はXにより故意に招致されたと認めることができる。」と判示し、Xの請求を棄却した。Xが控訴した。

3. 判旨（請求認容）

(1) 判断の在り方について

「自損事故が故意招致事故かどうかが争われる民事訴訟では、通常、故意招致事故であることを示す

直接的証拠は存在しないから、故意招致を主張して保険金支払義務を争う保険会社は、様々な間接事実を立証することにより当該事故が故意招致事故と推認される旨を主張立証すべきことになる。

仮に、自損事故を起こした保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（以下「保険契約者等」という。）の事故状況に関する説明が、①車両や現場に残された痕跡といった客観的事実、②それら客観的事実から合理的に推定される事故状況（以下では、この①と②をあわせた事実を「事故状況に関する客観的事実」という。）と矛盾する場合、保険契約者等が意図的に虚偽の事故状況を述べていることになる。そして、保険契約者等が意図的に虚偽の事故状況を述べている事実は、保険契約者等が真実の事故状況を意図的に隠そうとしていることを示すということになるから、当該事故が故意招致事故であることを推認させる重要な間接事実となる。本件では、争点に関するYの主張⑩……が、このような間接事実の主張と解される。

そこで、まず、事故状況に関するXの供述がどのようなものかをみた上で、これが事故状況に関する客観的事実と矛盾しているかどうかを検討し、次に、そのような矛盾が認められない場合に、他の間接事実から本件事故が故意招致事故であることを推認することができるかどうかを検討する。」と述べた。

(2) Xの供述と事故状況に関する客観的事実との矛盾の有無について

次に判旨は、Y提出の乙号証が説明する前提や推論を直ちに採用することは困難であるとした上で、乙号証が「推論する事故状況とXの供述が矛盾するとしても、事故状況に関するXの供述が事故状況に関する客観的事実と矛盾しているとか、Xが意図的に虚偽の事故状況を述べていると考えることはできない。」と述べ、そのため、「事故状況に関するXの供述が事故状況に関する客観的事実と矛盾する事実

（事故が故意招致事故であることを推認させる重要な間接事実）を認めることはできないし、他に、その事実を認めるに足る証拠も見当たらないから、その事実から本件事故が故意招致事故であると推認することはできない。」と判示し、⑩の主張を認めなかった。

(3) 他の間接事実による推認の可否

次に判旨は、Y主張の間接事実②③⑧を、本件事故に関連する不審な事情であると認定した。しかし、

本判決は、Xが本件事故直前に約30万円の費用を投じて本件車両を修理していること、及び本件事故直後には代替自動車（198万円）を購入し、本件車両の自動車ローンの残額239万4668円を完済したために、車両保険金375万円を超える出捐（437万4668円）を余儀なくされていることを指摘した。そして、「これら事実は、Xが日常的に使用する自動車として本件車両を必要としていたこと、Xが現金欲しさに意図的に本件車両を全損させたわけではないことを示す事実と評価することができ」上記②③⑧の事情があるとしても、「そのことから直ちに、本件事故が故意招致事故であることを推認することはやはり困難であるといわざるをえない。」と判示し、Xの請求を認容し、Yに対し車両保険金及び搬送費用保険金の支払いを命じた。

4. 評釈（判旨の結論に賛成だが、理由付けの一部に疑問がある。）

(1) 本判決の意義

車両の河川、海中への転落が偶然な事故か故意によるものかが争われた事案では、被保険者等の故意を推認し、保険金請求を棄却するものが多数に及ぶところ、本判決は、被保険者の故意を推認できないとして、保険金請求を認容したという点で事例的意義があり、故意を認定するにあたって必要な要素を示す裁判例の一つである。

さらに本判決は、判旨の冒頭において、本件の判断の在り方について述べており、故意招致事故であるか否かを検討するにあたっての判断方針を明確に示した上で、間接事実⑩の立証と、①～⑨の立証を質的に異なるものとして区別して扱っているという特徴がある²⁾。

(2) 車両保険金請求訴訟における主張立証責任

車両保険の約款の多くは「衝突、接触、墜落…その他の偶然な事故」に対し保険金を支払う旨の規定を置くとともに、被保険者等の故意によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の規定をしている。ここでいう「偶然な事故」とは、保険契約成立時において保険事故の発生・不発生が確定していないこと³⁾をいうのか、それとも保険事故発生時において当該保険事故が被保険者の意思に基づかないことをいうのかが、保険金請求者の主張立証責任との関係で問題となる。

この点につき、自家用自動車総合保険契約の約款

に基づき車両の水没が保険事故に該当するとして車両保険金の支払を請求する場合における事故の偶発性についての主張立証責任が争点となった、最判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁は、保険事故を「衝突、接触……その他の偶然な事故」と規定する約款条項について、「保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件契約に即して規定したものというべきである。本件条項にいう『偶然な事故』を商法の上記規定にいう『偶然ナル事故』とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。」とし、車両保険金の支払を請求する者は「事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わない」と判示した。この判例以降、車両保険金の支払を請求する被保険者等は、事故の存在について主張立証すれば足りるのであって、事故の発生が被保険者等の意思に基づかないことについての主張立証責任を負わないものとされ、故意招致の事実は免責を主張する保険者が主張立証すべき抗弁であると解するのが判例の立場である。

本件における主張立証責任については、「本件車両が車道から逸脱して農業用水路の擁壁に衝突し、その水路に水没したという本件事故の外的的事実により、本件事故が、本件約款の『衝突』の態様での『偶然な事故』に該当する」と認定し、「保険事故が発生した事実が認められる以上、Xは、事故の発生がXの意思に基づかないものであることについてまで主張立証すべき責任を負うものではなく、Yは、免責事由を主張立証しない限り、保険金支払義務を免れない」と判示している⁴⁾。

(3) 間接事実による故意の推認

モラルリスク（保険金の不正取得を目的とした道徳危険）事案での事実認定においては、保険事故が故意に発生させられたものであることを直接的に裏付ける証拠が存在しないことが多いため、被保険者等の故意を直接証明することは困難である。そのため、保険者は、様々な間接事実を立証することによって被保険者等の故意を証明することになる。

近時の裁判例において、その立証に際して検討対象とされている間接事実は、⑦事故の客観的状況、

①被保険者等の動機、属性等、⑦被保険者等の事故前後の言動等、⑨保険契約に関する事情に大別される⁵⁾。そこで、上記⑦～⑨として具体的に検討されている状況について検討を加え、本件で挙げられた間接事実①～⑩が、上記⑦～⑨のどれに該当するのかを検討する。

⑦事故の客観的状況とは、現場に残された事故の痕跡（ブレーキ痕等）、事故車両の状態や被保険者等の負傷状況などの客観的事実から合理的に推定される事故状況のことである。車両の河川、海中への転落事故は、運転中ないし停車中に通常起こり得るとは考え難いため、被保険者等に対し転落に至る経緯について詳細な説明が求められる。この被保険者等が説明する事故状況が事故の客観的状況と矛盾する場合、故意に事故を起こしたと推認する重要かつ有力な間接事実として重視されることになる。本件においては、間接事実⑩（Xの供述と事故状況に関する客観的事実が矛盾すること）がこれに該当すると考えられる。

①被保険者等の動機、属性等には、被保険者等が保険金の支払により受ける利益、被保険者等の経済的状況（負債の有無及び額、仕事・収入の有無及び状況など）、保険金請求歴などが挙げられる。これらは、故意を推認する上で補完的な間接事実であると思われるが、被保険者等が保険金の支払により受ける利益が少ない若しくは存在しない場合又は被保険者等が経済的に余裕がある場合には、故意の推認に消極的な方向に働き得る⁶⁾。本件においては、間接事実⑥（Xは本件車両が必要で無かったこと）及び⑨（保険金を取得することでXに経済的利得が存在すること）がこれに該当すると考えられる。

⑦被保険者等の事故前後の言動等には、経路の不自然性、警察への届出の有無、事故後の調査段階又は訴訟提起後における被保険者の供述の変遷などが挙げられる。本件においては、間接事実①（Xが運転目的に関して不実主張したこと）、②（Xがシートベルト着用に関して不実主張したこと及び偽装工作をしたこと）、③（Xの経路選択が不合理であること）、⑤（本件車両の所有権移転経過が不自然であること）、⑦（Xが事故後の通院状況について不実申告をしたこと）及び⑧（シートベルト着用の偽装工作に関わった人物であるBと事故前後に電話した内容をXが覚えていないこと）がこれに該当すると考えられる。

⑨保険契約に関する事情には、保険金額（設定した保険金額と目的物の価格・被保険者の収入との均衡）、保険契約の締結と事故との時間的間隔（締結又は保険金増額と事故との時間的近接性）などが挙げられる。本件においては、間接事実④（本件車両の保険契約の経緯が不自然であること）がこれに該当すると考えられる。

(4) 本判決の「判断の在り方」についての検討

故意の事故招致の判断の在り方について判旨は、「まず、事故状況に関するXの供述がどのようなものかをみた上で、これが事故状況に関する客観的事実と矛盾しているかどうかを検討」し、そして「次に、そのような矛盾が認められない場合に、他の間接事実から本件事故が故意招致事故であることを推認することができるかどうかを検討」すると述べている。このように、Xの事故状況に関する供述と事故状況に関する客観的事実に矛盾が認められない場合に、他の間接事実を検討すると述べていることからすると、Xの事故状況に関する供述と事故状況に関する客観的事実に矛盾が認められた場合には、その事実のみをもって被保険者等が故意に事故を起こしたと推認できる場合があることを示していると思われる⁷⁾。しかし、多くの事案では、⑦の事実のみをもって故意に事故を起こしたと推認するのではなく、①～⑨のいずれかの事実を検討した上で、間接事実4項目を総合的に考慮して結論を導いている⁸⁾。

また判旨は、「自損事故を起こした保険契約者等の事故状況に関する説明が、事故状況に関する客観的事実と矛盾する場合、保険契約者等が意図的に虚偽の事故状況を述べていることになる」と述べている。しかし、保険契約者等が事故状況を単に覚えていなかったり、間違って認識している場合もあると思われ、保険契約者等の供述と事故状況に関する客観的事実が矛盾することをもって、直ちに保険契約者等が意図的に虚偽の事故状況を述べているとするのは適切ではないと思われる。

(5) 原審と本判決の若干の比較

本件は、故意招致事故であるとして車両保険金等の支払請求を棄却した原審が取り消され、保険者に対し車両保険金等の支払が命じられた事案である。原審と本判決とで、結論が異なった主要な理由がどこにあるかと言えば、間接事実⑩（Xの供述と事故状況に関する客観的事実が矛盾すること）と間接事実⑨（保険金を取得することでXに経済的利得が存

在すること)に関して、原審と本判決とで異なった認定・評価がなされたためである。

まず、⑩について、原審は、「Xの主張する事故状況を再現するには限られた走行方法⁹⁾を取った場合にのみ可能であり、本件事故の再現がかなり困難である」と判示したのに対し、本判決は、この限られた走行方法が「不自然・不合理であるとは考えられない」と述べ、Y提出の乙号証からは「事故状況に関するXの供述が事故状況に関する客観的事実と矛盾する事実（事故が故意招致事故であることを推認させる重要な有力な間接事実）を認めることはできない」と判示した。

自動車事故などの専門的知見がかかわる事案では、当事者から私的鑑定書が提出される場合があるが、本件においても⑩の認定にあたっては、X・Y双方から提出された鑑定書や報告書（再現実験等）の信用性が争われた。事故解析は自然科学的なものであり、同じ材料が提供されているにもかかわらず、異なった鑑定結果が出されることに対して疑問が生じるかもしれない。私的鑑定の実務においては、鑑定人が依頼者側にとって有利に働くような鑑定結果を示す場合があるため、当事者双方からの鑑定結果が相異なる場合がある¹⁰⁾。そのため、鑑定書や報告書の記載内容の信用性については、慎重に判断する必要がある。

次に、⑨について、原審は、Xが代表取締役を務めている会社には、事故当時かなりの金額の債務が存在し経済的に困窮していること、及び本件車両の中古車の下取価格は125万円であり保険金入手することで約250万円の利得を得ることを認定した。しかし、本判決は、「本件車両を換金することだけを考えるならば、本件車両を自動車販売業者に売却するよりも、事故を偽装して車両保険金を得る方が有利であったということはできる」としながらも、Xが本件事故直後に代替自動車（198万円）を購入し、本件車両の自動車ローンの残額239万4668円を完済したために、合計で車両保険金375万円を超える出捐（437万4668円）を余儀なくされていることから、経済的利得はないと認定した。さらに、Xの家族が使用する4台の自動車のいずれについても、Yとの間で自動車保険契約がすべて締結されており、Xはそれらの保険料も支払っていたなどの事情から、Xは経済的に困窮していないと判断されている。

本件と同種の車両保険金請求事案においては、「車

両の事故当時の時価又は下取価格」と「給付される保険金額」とを直接比較することによって、経済的利得の有無を判断するこれまでの下級審裁判例の状況である¹¹⁾。ところで、時価は物の客観的な評価の一つにすぎないため、それが被保険者に生じる実際の損害と必ずしも一致するとは限らない。

本判決の考え方によると、Xは、本件事故により、出捐した金額437万4668円と車両保険金375万円の差額となる62万4668円を支出したため経済的利得は生じないことになる。しかし、Xは、車両保険金を得ることで、さらに62万4668円の支出をするだけで、当該車両のローンの残額を完済できた上に、新たに別の自動車を入手できたと評価することも可能である。さらに、本判決は「Xは、本件車両を失ったことにより、車両保険金375万円を超える出捐を余儀なくされている」と述べているが、本件車両の自動車ローンは、本件車両を失ったか否かにかかわらず返済しなければならないものであり、本件車両を失したことにより出捐を余儀なくされたと評価するのは、適切でないと思われる。本判決のように、事故後に購入した代替自動車の費用や事故車両の自動車ローンの残額を考慮すべきであるかは疑問の余地があると、ここでは指摘しておきたい。なお、本判決はXの経済状態や本件車両の必要性については適切に評価していると考えている。

(6) 最後に

本判決は、故意招致事故であるか否かを検討するにあたっての判断手法を明快に説示し、「Xの供述と事故状況に関する客観的事実が矛盾するか否か（間接事実⑩）」を重視し、検討した後、その他の間接事実について、各項目ごとに検討が加えられた。本件のように、当事者が多くの間接事実を主張、立証する事案においては、適正な証拠評価と事実認定を行うとともに、どのような間接事実を重視し、故意免責の成否に影響するのかを判断することが重要であると考える。

本判決の、経済的利得の評価については一部疑問の余地があるが、Xが本件車両を必要としていたことを認定し、検討した間接事実を総合的に評価し、本件事故が故意招致事故であるとは認められないとした結論は、正当であると考える。

以上

- 1) Xは、Yが本件車両の登録抹消手続を行う契約上又は信義則上の義務を負っていたのにこれを懈怠したため、自動車税に関する損害が生じたとして、民法415条又は709条に基づき損害賠償を請求した。しかし、Xは、本件控訴を提起した後に、自動車税に関する損害賠償請求の控訴を取り下げたため、控訴審は、保険金請求の当否のみを判断している。
- 2) 間接事実⑩の立証を「科学的観点からの立証」、①ないし⑨の立証を「非科学的観点からの立証」とみることができる（匿名コメント・判時2458号61頁（2020年））。
- 3) 保険契約一般にいう事故の「偶然性」については、保険事故の発生と不発生が保険契約の成立時に確定していないことをいうものと解するのが通説である（山下友信・保険法355頁（2005年・有斐閣））。
- 4) 傷害保険については、平成13年最判（最判平成13年4月20日民集55巻3号682頁、最判平成13年4月20日裁判民集202号161頁）において、保険金請求者が保険事故の偶発性の主張立証責任を負うと示されている。本件自損事故は、車両保険金請求のみが問題となった事案であるが、車両保険と傷害保険の両方の請求がある場合には、同一の事故に対して保険の種類によって主張立証責任が異なることになる。保険法施行後も平成13年最判の立場を維持できるかについては、見解が分かれしており、今後も検討が必要になると考えられる。
- 5) 大阪民事実務研究会編著「保険金請求訴訟の研究」判夕臨増1161号8頁～16頁（2004年）参照。なお、東京地方裁判所「保険金請求訴訟をめぐる諸問題（下）」判例タイムズ1399号8頁（2014年）は、上記にならい、車両の河川、海中への転落が偶然な事故か故意によるものかが争われた事案において検討されている間接事実として、事故の客観的状況、被保険者等の動機、属性等、被保険者等の事故前後の言動等、保険契約に関する事情を挙げている。
- 6) 本判決においても、車両保険金を受け取っても被保険者が金銭的に損をするという事実が、故意招致を否定する事実として重視されている。
- 7) ただし、このタイプの立証には周到な準備と科学的な熟練が必要となる。これに対し、非科学的観点からの立証は、不審な事情を積み上げることにより不正請求の意図を推認させるという立証であり、水掛け論になる可能性があり立証に曖昧さが残る場合がある。
- 8) 大阪高判平成24年7月11日判時2163号135頁、大阪高判平成28年12月14日自保ジャーナル1996号174頁、福岡高判令和2年2月28日自保ジャーナル2073号138頁等。
- 9) 限られた走行方法とは、S字カーブをアウトインアウト

の方法で走行することであり、原審は「夜間の、対向車の少ない、県道で、わざわざアウトインアウトの走行方法をする必要性は乏しく」と述べた。しかし、夜間で対向車が少ないのでそここのような方法で走行することが不自然ではないと思われる。

- 10) 福田弥夫ほか「ドライブレコーダーと自動車保険に関する研究」A-488頁（2009年）は、工学鑑定は、必ずしも依頼者に有利な鑑定を出せないため、依頼者にとってみれば、高い費用をかけて鑑定を依頼したにもかかわらず、自分に不利な結果が出るというリスクがある。そのため、どのような鑑定結果を望んでいるかを依頼人に尋ねた上で、結論ありきで、鑑定書を書く鑑定人もいると述べている。
- 11) 近時の裁判例で、「車両の事故当時の時価」と「給付される保険金額」とを比較した事案としては、大阪高判平成24年7月11日判時2163号135頁、大阪地判令和2年8月3日自保ジャーナル2080号148頁、仙台地判平成27年3月26日自保ジャーナル1955号148頁、「車両の事故当時の下取価格」と「給付される保険金額」とを比較した事案としては、大阪高判平成26年5月9日自保ジャーナル1925号180頁、大阪高判平成28年12月14日自保ジャーナル1996号174頁等がある。